

規 約

平成16年7月28日 設 立
平成17年6月28日 改 定
平成22年6月25日 改 定
平成25年6月21日 改 定

財団法人 日本セーリング連盟
(特別加盟団体)
日本 A 級ディングー協会
(Japan A Class Dinghy Association)
<J A D A>

日本 A 級ディンギー協会 規約

第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

本協会は日本 A 級ディンギー協会と称する。

〔英名〕 Japan A Class Dinghy Association (JADA)

第 2 条 (所在地)

本協会の事務所は下記に置く。

【事務所】 〒142-0062 東京都品川区小山 2-5-11 飯泉庸一
E-mail address head@a-classdinghy.info
fax no. 03-3787-1345 hp no. 090-8945-1750

第 3 条 (目的)

本協会は日本における A 級ディンギーの団体を代表し、日本 A 級ディンギー協会会員相互の親睦を図り、日本における A 級ディンギーの普及活動を推進し、スポーツを通じた国際的友好親善に貢献するとともに、我が国におけるスポーツの振興に寄与することを目的とする。

第 4 条 (管轄)

本協会は前条の目的達成の為に、日本における A 級ディンギーの活動を統括すると共に、財団法人日本セーリング連盟 (Japan Sailing Federation) JSAF の特別加盟団体に加盟し、その目的に協力する。

第 5 条 (事業)

本協会は第 3 条の目的達成のために下記の事業を行う。

- (1) A 級ディンギーに関する調査研究、情報資料の収集・提供
- (2) A 級ディンギーの造艇及び計測に関する研究
- (3) A 級ディンギーの全日本選手権大会及びその他の競技会の開催
- (4) A 級ディンギーの国際選手権の代表選手の選考と派遣
- (5) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

第 6 条 (組織)

本協会の組織は、全日本 A 級ディンギー選手権大会の参加クラブ及び参加選手で構成される。

第 7 条 (会員)

本協会の会員は、全日本 A 級ディンギー選手権大会の参加選手をもってする。

第2章 役員

第8条（役員）

本協会に次の役員及び事務局をおくことができる。

会 長	1名
副 会 長	若干名
理 事 長	1名
会 計 理 事	1名
理 事	参加クラブ代表者 各1名
国際担当理事	1名（特命担当理事）
監 事	1名
事 務 局	若干名

第9条（会長）

会長は本協会を代表する。

会長の任期は2年とし、再任は妨げない。

会長は理事会（代表者会議）において選出される。

会長は次の役員を推薦し、理事会の同意を得るものとする。

副会長、理事長、会計担当理事、監事。

会長は特命担当理事を任命することが出来る。

会長は名誉顧問、顧問等をおくことが出来る。

尚、会長職退任後は名誉顧問に就任するものとする。名誉顧問の数は制限しない。

第10条（副会長）

副会長は会長の推薦により選出され、理事会（代表者会議）にて賛同を得るものとする。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

副会長の任期は2年とし、再任は妨げない。

第11条（理事長）

理事長は会長の推薦により選出され、理事会（代表者会議）にて賛同を得るものとする。

理事長は理事会（代表者会議）の決議にもとづき、本協会の運営を行う

理事長はJSAFとの連絡・報告業務を行う

任期は2年とし、再任は妨げない。

第12条（会計担当理事及び特命担当理事）

会計担当理事は本協会の会計を行う。

特命担当理事は会長が任命し、特命事項を役員会に報告をする。

第 13 条（理事）

理事は参加クラブを代表して、各クラブから 1 名選出される。
理事は理事会（代表者会議）の構成員となり、本協会の重要案件を審議決定する。
其々の理事の任期、再任は参加クラブの決定による。

第 14 条（監事）

監事は会長の推薦により選出され、理事会（代表者会議）にて賛同を得るものとする。
監事は本協会の会計を監査し理事会に報告する。

第 15 条（事務局）

理事長は必要に応じて、事務局（事務局員；若干名）を設けることができる。
事務局は本協会の事務、参加クラブの連絡業務、その他を行う。

第 3 章 会議

第 16 条（役員会）

会長は必要に応じて担当の役員を招集し協会の運営の協議をすることが出来る。
その協議内容は理事会に報告するものとする。

第 17 条（理事会・代表者会議）

理事会（代表者会議）は全日本 A 級ディンギー選手権大会ごとに開催され、理事長を議長として下記事項を審議する。

- （1）本協会の規約変更に関する事項
- （2）本協会の役員改選に関する事項
- （3）全日本 A 級ディンギー選手権大会の開催地、主管クラブの決定に関する事項
- （4）A 級ディンギーの規格に関する事項
- （5）新参加クラブに関する事項
- （6）その他重要事項

第 18 条（理事会の議決）

理事会（代表者会議）の議決は、出席した代表者の過半数を以って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第 19 条（緊急を要する事項）

諸問題は全日本 A 級ディンギー選手権大会ごとの理事会（代表者会議）及び役員会で検討されるが、緊急を要する事項が発生した場合、本協会は各水域を代表する代表者（複数可）に参集願い討議決定する。

水域とは、北海道、東北、関東、中部、近畿北陸、関西、中国・四国、九州を云う。

第 4 章 会計

第 20 条（会計）

本協会の会計は、全日本 A 級ディンギー選手権大会のレース参加クラブより徴収する協

会年会費及び新規登録費、寄付金・協賛金等をもって収入とする。
JSAF 加盟負担金及び大会優勝盾等の大会費用及び慶弔費、協会運営費等を支出とする。

協会年会費（1クラブ当り）10,000 円 新規登録費（1艇当り）10,000 円
JSAF 加盟負担金（1年当り）30,000 円

第 21 条 （慶弔規定）

本協会が必要と認めた関係者に対して役員会の承認を得て「生花」及び「弔電」を送ることができる。但し、緊急を要するときは会長又は理事長の判断で行い、後日役員会の承認を得ることとする。

第 22 条 （会計年度）

本協会の会計年度は1月1日より12月31日とし、監事による監査を経て理事会（代表者会議）で会計報告をする。

第 5 章 賞罰

第 23 条 （表彰）

本協会の会員で次に該当するものは、理事会（代表者会議）の決議により表彰することが出来る。

- （1）ヨットマンの範たる者
- （2）本協会に著しく功労のあった者
- （3）その他、上記に順ずるもので、その功績顕著な者

第 24 条 （大会不参加者）

本協会の会員で次に該当する者は、理事会（代表者会議）の決議により、次回からの全日本 A 級ディンギー選手権大会への参加を断ることがある。

- （1）本協会規約に反した者
- （2）本協会に重大なる損害を与えた者
- （3）ヨットマンシップに違反した者

以上